

政党助成法に基づく報告書等の閲覧に関する規程をここに公布する。

平成20年4月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第2号

政党助成法に基づく報告書等の閲覧に関する規程

(趣旨)

第1条 この規則は、政党助成法(平成6年法律第5号。以下「法」という。)第32条第5項の規定に基づき、法第18条第3項(法第29条第3項において準用する場合を含む。)の支部報告書及び支部総括文書(法第20条第2項又は第30条第2項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。)並びに法第19条第5項及び第29条第4項において準用する法第19条第1項の監査意見書で鳥取県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)において受理したもの(以下「報告書等」という。)の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 法第32条第5項の規定による報告書等の閲覧の請求は、委員会の事務局係員(以下「係員」という。)に対し、口頭によりその旨を申し出ることにより行うものとする。

(閲覧場所及び閲覧時間)

第3条 報告書等の閲覧は、係員の指定する場所で、委員会の事務局の執務時間中にしなければならない。

(報告書等の持出禁止)

第4条 報告書等は、前条の場所以外に持ち出してはならない。

(閲覧上の遵守事項)

第5条 報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

(閲覧の中止又は禁止)

第6条 前3条の規定に違反する者に対しては、係員は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。